

平成21年3月10日（火）

○議長（中上良隆君）順番13、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に危険な空き家対策について、質問いたします。少子高齢化が進む中、核家族化あるいは諸事情により、市内の空き家は2,000件から2,500件程度発生しております。この空き家対策については、移住促進の手法として、空き家バンクというような名称で民間の空き家を所有者より物件情報の提供を受け、希望者に情報提供をして、活用しているところもあるということで、これについては、早期に空き家バンクが活用できるよう取り組んでいただきたくお願いを申し上げます。

私の今回の質問は、危険な状態にある廃屋となった空き家を行政は何もしてくれないというお話がありますので、質問いたします。

長年放置された空き家が荒れ果て、今にも倒壊しそうな廃家の近隣住民が不安な日々を送っております。

市は、倒壊のおそれがある家屋の通報を受けても私有財産だから対策に限界があるとして、住民の求める安全策の要望にこたえにくい状況にあります。そこで、危機感を抱いた自治体の中には、税金で解体を始めたところもあるということで調査いたしましたところ、長崎市では、2006年度から5年計画で、1億円の予算を組み、危険な空き家の解体を始めております。ただし、条件があるようで、土地建物を市に寄贈すること、それでも実に160件もの申し込みがあり、市は既に21棟を解体したそうです。

空き家の所有者も長年ご近所に心配をかけていたのが心苦しくて仕方がなかったが、解

体費等が高額でどうすることもできない状況であった、空き家を市に託してほっとしておっしゃっています。解体後の土地については、密集地では貴重な公共スペースになり、ベンチを置いて公園に、また福祉の場に、ごみ収集所や消防納庫と使い道はいろいろあります。

税金による解体は、空き家対策の最終手段であるが、地域の防災や安全で安心なまちづくりを考えれば、今にも倒壊しそうな空き家は一刻も早く解体しなくてはならないと思いますので、以下の質問をいたします。

1、現在把握をしている市内の危険な廃家となっている空き家が何軒ありますか。

2、市の条例で危険な空き家などに関する事項を定めておりますか。

3、空き家を放置すると周囲の人を危険にさらしかねません。行政としてどのような対応を考えておられるのですか。

そして、2番目は中学校給食についてお伺いします。

中学校における給食については、旧高野口中学校がセンター方式により学校給食を実施しておりますが、旧橋本市の中学校は、実施されておられません。このことについては、橋本市給食センターの能力が、1日最大5,000食であり、中学校給食は難しいということで、現在に至っております。

共働きの家庭やひとり親の家庭も増え、弁当をつくれないう現在の社会状況を考慮し、食育を総合的に推進する上でも、中学校における給食の実施は意義のあるものと考えております。

一方、家庭弁当を通じて、子どもと親のかわりを持ち続けたい思いがあることや、自

分で弁当をつくっている生徒もおり、家庭弁当を大切にしたいとの考え方など、家庭弁当が持つ親子の触れ合いや愛情を大切にされた教育的効果も食育の一環と考えることから持参弁当を選択したり、民間調理業者による献立メニューを自分で選択することができる選択制中学校給食、スクールランチを実施している自治体が増えおり、このスクールランチを通して、健康的な食生活を自主的に管理できる力を育てるとともに、豊かな心や好ましい人間関係を育てていることから、中学校給食の導入については、今できる範囲で最もよい方策をめざすべきであると考えますので、以下の質問をいたします。

1、少子化により、センターの調理が可能な時期に給食を実施するようですが、その時期はいつごろですか。

2、過去に外注弁当方式を2校で施行したが、短期で中止された問題点はどこにあったのですか。

3、スクールランチシステムの導入を検討されておりますか。

最後に地域活性化、生活対策臨時交付金について、質問いたします。

政府は二次補正予算で地域活性化、生活対策臨時交付金6,000億円を計上し、地方単独事業の経費、国庫補助事業の地元負担金について、補助することを決定いたしました。

この交付金については、都道府県に2,500億円程度、市町村に3,500億円程度を配分、和歌山県では57億8,000万円余り交付され、当橋本市には2億2,600万円程度をそれぞれ配分する方針であります。

同交付金は、地域の活性化につながる地方のインフラ整備などを促すもので、財政力の弱い自治体を対象に交付されるようであります。

現下の不況は、世界経済の急激な変化をも

たらし、我が国の経済にも大きな打撃を与えており、当市におきましても地域経済全体に深刻な影響を受け、生活・地域活性化対策は緊急を要するものであります。

そこで、当市においては、市民の経済活動の安定化を図り、地域の暮らしを守るための対策を実施することが急務となっているが、どのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

1、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備とは何ですか。

2、この臨時交付金をどの分野に活用されるのですか。

3、商店街活性化対策事業の取り組みは、どのように考えられておるのですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）学校給食について、お答えいたします。

まず、中学校給食につきましては、平成20年12月議会で、16番議員の答弁でお答えしております。高野口・橋本両給食センターで、幼稚園児、中学生を含めた食数対応が可能になった後、市長部局と施設整備等の協議を行い、生徒・保護者・教職員の意見も視野に入れ、中学校並びに幼稚園での給食を検討したい。橋本学校給食センターは、建設当時、最大調理食数を5,000食としておりましたが、衛生基準の問題解決を図る必要から、食品の管理や食材の保管方法、搬送器具の大型化など、調理に当たるスペースを削減してきており、機能面から実質3,500食程度の調理能力であると判断しております。高野口学校給食センターの2,000食と合わせますと、両センターで5,500食が実質調理能力となります。

そこで、幼児・児童生徒の推移を予測したとき、中学校給食が実施できる時期はいつごろかとお尋ねですが、資料によりますと、幼児・児童生徒数、及び教職員数の合計が約5,500食になるのは、平成26年度以降になると予測しています。教育委員会としては、その時期に焦点を当て、検討してまいりたいと考えておりますとお答えをしております。

次に、外注弁当が中止された件についてお答えいたします。外注弁当は、平成16年2月より紀見東中学校と紀見北中学校の2校で、試行として実施いたしました。事前アンケートでは「弁当を注文する」、「時々注文する」を合わせて60%ありましたが、試行の開始月から喫食率は8%と低率で、その後4%前後を推移し、平成16年9月から12月にかけて3%にまで落ち込みました。試行にあたっては、学校給食問題懇話会答申に「喫食率が低い場合は、中止を視野に入れる」ことを前提として始められましたので、この結果に基づき中止と判断をいたしました。

外注弁当は、1個につき市が100円を助成し、200円と300円の2種類で毎日メニューを変えるなど工夫を凝らしてまいりました。しかし、生徒の購入は著しく少なく、委託業者も採算がとれないと苦情を訴えるようになりました。このような経過のもと、平成16年度をもちまして中止するに至りました。

次に、今後のスクールランチの導入についてのおただしでございますが、以上の経過を踏まえまして、スクールランチ導入の検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉岡長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）地域活性化・生活対策臨時交付金のご質問にお答えいたします。

1点目の地域活性化等に質するきめ細かな

インフラ整備については、国の地域活性化統合本部会合了承の「地方再生戦略」及び新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定の生活対策に該当する事業で、地方再生戦略では、大項目として地域成長力の強化、地域生産基盤の確保、低炭素社会づくり等環境保全などとなっております、また生活対策では、大項目として生活者の暮らしの安心、金融・経済の安定強化、地方の底力の発揮となっております。

2点目と3点目の臨時交付金をどの分野に活用するのか、及び商店街活性化対策事業の取り組みはどのように考えているのかのおただしですか、基本的な考え方としましては、既存の市単独事業であり、従前より計画されている必要性の高いハード事業等とさせていただきます。

具体的な事業といたしましては、企業誘致用地への進入路拡幅事業や企業誘致用地の造成費用、市民の福祉・保健を支える拠点施設となる保健福祉センター建設予定地にある旧市民病院建物の解体工事設計監理委託料、生活安定確保対策として三石台保育園の裏の急傾斜・土石流危険箇所の監視装置設置費、ごみ減量のための生ごみ処理機購入者に対する補助金、学校の修繕及び市道の修繕といたしております。

したがいまして、今回の交付金は、ご指摘の事業に対しては、充当を計画いたしておりませんのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）空き家バンクにつきましては、昨年12月議会において、5番議員よりおただしがありましたが、もう少し時間をかけて調査検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

また、危険な状態の空き家対策につきましては、住民等からの連絡・相談を受けた場合は、現地確認及び所有者の調査等を行い、倒壊のおそれがある場合は、建築基準法第10条で危険な家屋など建物の対策として「保安上危険な建築物等に対する措置」を定めており、「特定行政庁（建築主事を置いている地方自治体「伊都振興局」）は勧告することができる」と記載されており、県と相談しながら所有者へ連絡し、解体のお願いをしてみたいと考えております。なお私有財産のため、解体は所有者の責任で行うことが原則ですが、経済的な理由等により放置されている状況と考えます。

1点目のご質問につきましては、現在危険な空き家件数の把握についてはできておりません。

2点目、3点目のご質問につきましては、市の条例等で危険な空き家等に関する事項等は定めておりませんが、高齢化、少子化の進行とともに核家族が増加している現状で、市内の危険な空き家は増加するものと予想されるため、空き家実態と市の条例の必要性の有無について、今後調査・研究してみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、順番に従いまして、空き家の対策から再質問を行いたいと思います。

現在把握している危険な空き家については、件数は把握できないが、苦情とかいろいろなものをいただくと、現地確認をしていただいておりますということなのですが、今後については、核家族化、高齢者と核家族化というの

が増えてくるということで、危険な空き家もずんずん増加していく傾向にあると思われるということで、条例もいろいろ見てみたんですが、条例については、消防関係、これは火災予防条例でございます。それと生活安全条例、この中でも条例があると思います。まず、火災予防条例なんですけど、これは、空き家への侵入の防止とか、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないということが記載されてございます。

それと、生活安全条例の中では、環境整備を整え、生活安全上必要と認める事項について対策を講じるよう努めなければならないということをやっています。

また、建築基準法というものもございまして、これは、安上危険と認めるものについては、ある程度の期間を設けて、建物の除去等を建築基準法に基づいて、地方自治体の長が必要な措置をとることが、勧告することができるというこういった条例、これは県のほうになるのかわからないのですが、こういった条例がある中で、今危険な空き家があるんですが、瓦とか壁が今にも落ちてきそうな状況の中で、落下物に対して、人が近づかないように子どもが近づかないように、そういったことでいろんな看板を取りついたり、シートをかけたリロープを張ったり、そういった対策というものは、この条例の中でできるんですか。できないのでしょうか。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）今おただしの件なんですけど、消防側としては、火災予防条例のみの規制というか、指導になります。今上田議員がおっしゃられた火災予防条例につきましては、橋本市火災予防条例第24条第2項において、所有者・管理者に空き家に対しての、今言われたように侵入防止対策、ある

いはまた、周囲の可燃性物品の除去等、対策を講じるように義務づけております。

今おっしゃられた瓦等の危険性については、消防側としては指導というか、口頭でちょっとぐらいはできるかわかりませんが、火災予防のみの消防活動になっております。

あと確かに空き家につきましては、不審者が侵入、あるいは火遊び、放火などの火災危険がありますので、それによりまして通報、初期消火、あるいは発見などが遅れまして、火災危険が、周囲の建物に延焼拡大のおそれもありますので、消防にそういうふう付近の住民の方や、あるいは区長さんから連絡をいただきますと、これまでも指導とかしております。これからも、そういう火災危険については指導してまいります。

以上です。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず建築基準法からの観点から言いますと、まず建築主事が置いてあるということにつきましては、まず和歌山県でございまして、県知事からの勧告ということになっております。ただし、この例はなかなかないということで、県にも問い合わせいたしましたが、そういう実態でございまして。やはりねばり強く所有者に何らかの手だてをしてほしいというのは、やはり所有者に対して、また親戚を通じてのしていただくとか、という形でねばり強く相手方に交渉していきたいとは思っています。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）生活安全条例というのがあるのですが、これらの条例が、こういった落下物等に対して、危険などに対して、看板の取り付け等を市のほうではできないと、あくまで個人に軽く注意を促すという程度になるのかな。地権者・所有者等に対して看板を取りつけていただくような指導的なことを

言えるのみの条例となっておるということなんです。そんなんでいつ子どもが危険な空き家に買い物の、また子どもが遊ぶ道路に接しておるような危険な空き家については、やはり対策をとっていかんとけがでも、またたばこの火でもぱっと投げ捨てられますと、いろんな延焼とそういったものにつながってくると思うので、ここについてもいろいろと条例等、正せるところは正していただきたいなと思うところであります。

それと、もう一点お伺いしたいことは、この危険な空き家の個人の財産となっておるんですが、民民ということで、なかなか難しい面もあるんですが、税の滞納とかある場合は、これを差し押さえなどして、そういったもので解体、競売につなげていけないのかなと、そういうことも可能じゃないのかなと思われまます。

それと、空き家なんです。住宅が建っている土地というのは、割と固定資産というか、これが減税、特例というのかな、これで減税されておるといふのもあるんですよ。200㎡以下の土地なら評価額がだいたい6分の1になる。これを超えても3分の1になるということで、空き家を解体したら、家に税金がかからなくなるんですが。土地にかかる税金が今度増えてしまうということで、こういうことについても、今後考えていただきたいと思うんですが、これらの対策については何か考えていただいているのかな。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、2点ほどあったかと思うんですが、差し押さえして、うちが解体というようなことは考えてございません。これは、あくまでの税の滞納額に対して充当できるかどうかということでの差し押さえの判断をしておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

それから、家屋を取り壊した場合、本体自身は、家屋自身はなくなるんですが、土地については上がるということで、議員ご指摘のとおりでございますけれども、その部分についての税の改正等は今のところは考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）そういったことで、いろいろとそういったことも各課において、対策をいろいろ考えていただきたいと思うんです。この前、空き家についての維持管理はあくまで所有者、これが義務ということで、いくら市民が話をしたところでもなかなか解決が難しい。空き家の所有者が近くにおってくれたらいいんやけども、連絡がとれない場合というのは非常に多いし、個人情報の壁もあって、なかなか当事者同士が住所を確認して連絡できて解決していくというのは難しい状況にあるんですよ。そういったことで、解体についてもある程度、100万円ぐらい、資金も要ってくるということで、どうしてもそういう資金が出せないと。だから市のほうで、もう土地贈与したいとそういったところについては、市がある程度予算をつけて、市が贈与して、それについて市が解体すると。そういう、私、これ1回目の質問で例を挙げてお示しをしたんですが、そういったところについて、本当に今後については、危険な状況が、これは解決がどうもしにくいんですよ。こういった空き家を、希望する土地をもう市のほうに寄贈したいとそういう方がおられたら、市のほうである程度予算をつけて、市のほうで解体して、跡地についてはまたいろいろと考えていただく、また売却もしていくと。そういったことを提案しておる。これについては、調査・研究を今後もしていただきたいと思うんですが、そういったことは考えてい

ただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）市といたしましては、議員ご存じの今現在、維持管理も含めて、橋本市の普通財産に限りましては、今処分していくという方向でありますので、このご質問の件については、全然考えておりませんので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）長崎というか、向こうの事例を挙げて、2006年度から5年計画で、1億円の予算を組んでやっておるんやけども、市のほうではそういったことは考えられないということで、予算も要ることなんですが、そやけど危険な空き家をいつまでも放置しておるわけにもこれいかんと思うので、いつまでの放置するということは、これは危険な状態をこのまま見過ごしていいのかな。問題が解決していくところはそれでいいんやけど、そういうところについては、こういった事例もあるということで、今後については十分調査もしていただきたいと思いますが、これも全然もうそういうことはされないということですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）先ほど、総務部長の答弁につきましては、総務で財産の処分という観点から説明したと思っております。

今回の答弁につきましては、やはり議員おただしのとおり、いろんな条件がまず満たすのが必要ではないかなとは思っております。やはり、どこまで老朽の危険かというこの認識、単なるもう家要らんでこぼってよというのとは、またわけが違いますし、老朽度の判定をどんな形にするかというのと、そしてあと、所有者の土地家屋が寄附または無償譲渡されて、その残りの土地が本当に有効に活用できるのかどうか、それとまた維持

管理については、地元が日常的に維持管理をしていただくとかいうのが、やはりいろんな条件がまず整えなければだめだと思っています。

まして、そういった土地家屋等につきましても、やはり不動産登記はしておると思うんですけども、そういったこともいろんな抵当に入ったりとか、また所有者が違ふとか、いろんな諸条件も多々あると思いますので、やはりそういったことをご答弁させていただきました。とりあえず何件あるのかというのは、市で把握いたしまして、また必要性につきましては、今後、調査・研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君） そういったことで、今後については、現地確認を十分していただきまして、1回そういった形でお願ひしたいと、検討していただきたいということでよろしくお願ひしておきます。

それで、次の学校給食について移らせていただきます。

教育長の答弁いただきました、今のところスクールランチについては、これは26年、これが少子化、先生の数も減って、5,500食ぐらいにおさまるので、給食を実施できるんじゃないかということ言うていただいたんですが、そういった中で、センターのほうは、実施できると、いろいろ改修をしながらできるんだと、だけど学校施設の受け入れという整備、そういった調理を受ける場合に、施設に多額の経費がこれもかかってくるということ、そういったこともこの26年にクリアできると判断してよろしいですか。

○議長（中上良隆君） 教育次長。

○教育次長（西本健一君） 今のご質問につきましては、26年度に向けて財政的な問題もあ

りますし、まだそういった部分の学校施設を改良していくかという話は、額的には算定は一応しておりますが、そこまで進んだ部分では計画的には、まだ財政の運営もありますので、計画実施については、まだ答えは今のところは出てない状況です。

○議長（中上良隆君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君） やはり学校の受け入れ体制というか、エレベーターも設置していかならんということで、多額の経費もかかってくるということで、26年5年後には、実施できることはちょっと不可能であると、まだまだ先いろいろと検討していかならん問題がいっぱいあるということで承ったんですが、これは、当市も過去に紀見東の中学校ですか、弁当を発注して施行されたんですが、スクールランチに近いような形をね。けども、これは1年間で中止を余儀なくされたんですが、その問題点もいろいろとおっしゃっていただいたんですが、喫食率がだんだんと少なくなってきた。当初の喫食条件よりもだいたい7%ぐらい低くなったんですか。最終3%ぐらいまで落ちたということで中止されたんですが、全国のスクールランチ方式を採用して給食を実施している学校を見ますと、これはやっぱり健全な、安定、継続的な運営をされておるところも非常に多くございます。

そういった中で、当市が短期間でだいたい1年ぐらいで中止をされたという問題点なんですが、別に生徒は給食がまずいとか、そういうことは言っておらない。その注文するにあたってのいろいろな手続きとか、面倒な面があったんじゃないのかな。それで、いろいろと調べてみますと、やっぱり注文とかに対しましては、いろんなシステム、スクールランチシステムというんですか、いろんなカードもつくられまして、そういった機種を導入して採用しておる。そういったところが継続

的な給食を実施しておるといふことで、このスクールランチシステム機を導入したら、これもいろんな経費がかかってくるんじゃないかなと予測されるんですが、これについて教育委員会のほうではいろいろと検討というか、いろいろとこの機種はいくら経費がかかってくるのか、設置運営費の費用はいくら要するのかといふことで、検討とかされてございますか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）まず先に、5,500食になりますのは26年です。それで、今エレベーターであるとか、そういうのをいろいろ受け皿等をするのに2026年度以降でないとできないと、そういう点一応押さえておいていただきたいと思ひます。

それで、この間も12月議会でも答えさせていただいたとおり、そういう26年度以降に中学校給食を実施していくと申しておりますので、弁当のほうは、もうすることはないわけです。給食をやっていくと。そういうことを申しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以前の弁当ですけれども、やはり飽きがくるというんですか、子どもたちの。家の弁当でしたら、やはり家の方がつくっているんで、愛情もありいろいろあるわけですが、やはりそういう弁当であれば飽きがきて、どんどん3%に落ちてしまったといふことでございませう。

○議長（中上良隆君）教育長、2026年で、今発言せえへんかった。

教育長。

○教育長（森本國昭君）平成26年度以降。えらい失礼しました。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）平成26年度といふことですね。はい、わかりました。

給食、いろいろ飽きがくるといふことなんですけど、メニューが少なかったん違うかなといふのはある。どれくらいのメニューの幅やったんかな。飽きがくるといふお答えがあったんですけど。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）何回も申ひますけど、弁当をやらないと、以前にも申ひしておりますので、26年度以降中学校給食を実施するといふことに申ひしておりますので、その答弁、質問あるんですけど、こらえてください。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ある程度、わかりました。問題点が過去にこのスクールランチシステムを導入されて、問題点があったんじゃないのかなと思ひまして、それでまたいろいろとスクールランチシステム機を導入して再度スクールランチでお試し願ひたいと思ひましたんですけど、教育長、平成26年度以降に実施に向けて、できるんじゃないかといふような、していくと、そういった熱いお答えいただきましたので、このことについては、スクールランチもそれまでに取り入れてやっていただきたいんですが、給食を26年度から実施するといふ方向の1本でいろいろとこれからもよろしく調査・研究を続けられまして実現できるようにお願ひしたいといふことで要望しておきます。はい、ありがとうございます。

それと、3番目に移らせていただきます。地域活性化生活対策臨時交付金について、企画部長からいろいろ答弁いただきました。今回の臨時交付金については、市道の修繕であるとか、また学校関係、ごみ処理機とかいろんな分野にだいたい2億何がしの橋本市におりてくる臨時交付金を回されたといふことなんですけど、これらについては、本当に必要性の高い、また緊急を要する事業とすべてがな

っておるのかなど。そしてまた、この今回配分される工事が地元市内の業者の方々に、仕事が回るようになっておるんですか。その2点、まずお伺いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この交付金でございますけれども、これは昨年の秋に閣議決定したものでございます。それで、二次補正でついたものでございまして、基本的に市町村で計画している県もありますけれども、計画しているインフラ整備に使いましょうかという話から入ってございます。ということで、私どもにつきましても、実施計画の中で、インフラ整備ということで位置づけたというんですか、ハード事業ですね。ハード事業を位置づけたものについて、当て込んでおります。ということで、大きな意味で、地域活性化生活対策と書いてございますけれども、これ、かなり使いやすい、使い勝手のいい交付金でございます。国で認めておりますのが、補助事業の裏の負担分に使ってもいいよと。単独事業で使ってもいいよということで、大名目ということで、私言いましたように地域活性化とか生活対策とかいろいろ言いましたけれども、ハード事業がほとんど使えるというような形のものでございます。いわゆる市町村の予算の支援するような形になってございます。ということで、かなり、財政力とか、それと地域性に傾斜を配分を加えた交付金でございます。使い道については、ハードのインフラについては自由でございますよというような形のものでございまして、私どもとしましても、従来から計画していましたこのハード事業に当て込ませていただきましたというような状況でございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。それで、今回、この3番に移るんですが、商店街活性

化の事業については、全然配分はされていないということで、ご説明いただいております。

私の今回の再質問したかったのは、何でこの商店街に生かしていただけなかったのかなど。それ、何でかなという、例を挙げてちょっと言わせていただきたいと思います。今回、生活活性化対策臨時交付金を生かした長崎県佐世保市の例を挙げますと、今回の給付される定額給付金を地元の消費拡大につなげるために佐世保振興券500円券22枚を1万円で販売し、総額22億円分を販売すると、今回しております。そのうちの額面上、1割を増額した2億円分は、生活対策臨時交付金を活用して全額負担をし、この5月のゴールデンウィークまでに間に合うように発行するという、今回売り上げが低迷をしておる経営状況が大変厳しい商店街の負担が好ましくないということで市長が判断され、プレミアム分などの費用を市が、全額負担をしたと述べられております。

そういったことで、今回生活対策臨時交付金に対しては、対策本部を別に設けてないということもお聞きしておりますし、先ほどもハード事業ばかり中心にした事業であるということで、地元商店の消費刺激につながる対策となっておらないということで、秋ごろにいろいろと事業を配分されたということなんですが、その中で、商品券の動きというのが全然なかったのかと。このことに何でそれが出なかったのかと。その時期にこれをプレミアムでもつくっていただけたら、今回もうこれ発行して実現できていると思うんやけども、それを手厚くしていただけなかったということで、大変残念に思っております。

先日の答弁でもあったんですが、商店街の消費拡大セール、そういったものも大々的にPRしてやっていただけたらということも答弁の中でもお聞かせいただきました。その中で、

この生活対策臨時交付金と同時進行して、この消費拡大セールと、プレミアム商品券、そういったものを臨時交付金と一緒に合わせてやっていただいたら、本当にこの景気対策につながったんじゃないかなということで、この商品券というものは、もう全然お話というのは、なかったんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっとこういう言い方したら、具合悪いかわかりませんが、当初の目的がやっぱりインフラ整備ということがございました。そういうことから入ってございまして、現在のところ、ちょっと調べさせていただきましたら、確かにプレミアム商品券の割り増しの部分に充てているところが少ないですがあります。長野県の信濃町なんかでも、そういうふうに行っているというような状況でございましたけれど、当初の形から使い勝手について、かなり国のほうもかなりソフトについてもいいよというような話が出てきているようでございます。ということで、私どものほうで決定させていただきましたのが、はじめの基本的なインフラ整備ということで、ハード事業のインフラ整備ということを念頭に置いて、市が計画しているものに充て込んだというような状況でございまして、ということで、プレミアム商品券につきましては、一番最初の21番議員に説明したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）そういったことで、非常に100年に一度と言われる経済環境の急激

な変化、そういったものに商店街といたしましても、消費や購買力の低迷が本当に続いているということで、100年に一度と言われるぐらいのやはり思い切った戦略をとっていただけたらありがたかったなとそういうことでございます。

そういったことで、今後については、消費拡大セールというのをこれは、商工関連とまた商店街もあわせて、大々的にPRを起こしていきたいと思っておりますので、ぜひともこちらについては、手厚い当局のご支援をよろしくお願い申し上げます。ご支援、これはやっていただけますね。それだけ、よろしく願います。答弁よろしく願います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）昨日の21番議員の答弁のとおり、市長がやりますと言っていましたので、行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中上良隆君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明3月11日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時46分 延会）